解散公告

当法人は、令和八年六月十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月八日

神戸市須磨区南落合一丁目一七番二四号

特定非営利活動法人はなそう神戸の会

清算人　安居　道子

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月八日

神戸市垂水区狩口台六丁目二番二二号

合同会社あさひ

清算人　吉田　聡美

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月八日

神戸市西区竜が岡四丁目七番地の三

有限会社大岡総合事務所

清算人　大岡　千年

解散公告

当法人は、令和八年六月十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月八日

広島県三原市中之町三丁目四〇番二一号

特定非営利活動法人光

清算人　平本　忍

解散公告

当社は、令和八年六月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月八日

広島県福山市桜馬場町八番八号

池口商事株式会社

代表清算人　池口　政宏

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月八日

長崎県諫早市小船越町八六二番一五号

有限会社チャーム

清算人　瀧澤　正澄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月八日

沖縄県南城市佐敷字津波古二三八六番地四

（一階）

株式会社大気

代表清算人　玉寄　優

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月八日

沖縄県豊見城市字渡橋名二七六番地四

有限会社エンジェル

清算人　石間　拓朗

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年一月三十日開催の責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月八日

宮城県仙台市太白区八木山緑町二一―一〇

宗教法人向山基督教会

清算人　木村　章子

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年六月二日目的たる業務の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月八日

宮城県本吉郡南三陸町歌津字枡沢七七番地一

医療法人社団真仁会

清算人　鎌田ゆかり

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月十二日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月八日

富山県砺波市庄川町三谷二一七八番地

宗教法人大安寺

清算人　松本　宣雄

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年六月三日大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月八日

大阪府高槻市芥川町一丁目一〇番二三号

同得寺

清算人　弁護士　橋本　匡弘

連絡先　大阪市中央区本町三丁目五番七号

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和八年五月二十八日、徳島県知事の認可により解散いたしましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月八日

徳島県徳島市東吉野町二丁目四番地

渭北渭東土地改良区

代表清算人　岸　忠夫

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年六月四日高松地方裁判所丸亀支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月八日

香川県坂出市久米町一丁目一四番一四号

坂出商工会館3階坂入法律事務所

宗教法人原照寺

清算人　坂入　誠

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年五月二十日総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月八日

北海道登別市青葉町四二番地一三

職業訓練法人登別職業訓練協会

清算人　尾形　勝夫

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年六月二日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月八日

仙台市泉区北高森一七番地の二

医療法人深見クリニック

清算人　深見　健一